

おたがいさま会議とよた 会 則

(名 称)

第1条 この会は、おたがいさま会議とよたと称する。

(事務局)

第2条 この会の事務局は、株式会社三河の山里コミュニティパワー・一般社団法人日本福祉協議機構・一般社団法人豊田青年会議所に置く。

(目 的)

第3条 この会は、次を目的とする。

- (1) 地域の困りごとを多くの人に知っていただく。
- (2) 地域の困りごとを抱える人と支援できる人をつなげる。

(会 員)

第4条 この会の会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

(退 会)

第5条 会員は自由に、退会することができる。

(実行委員)

第6条 1 この会に次の実行委員を置く。

- (1) 代表
鈴木聖人（一般社団法人豊田青年会議所）
- (2) 実行委員
萩原 喜之 株式会社三河の山里コミュニティパワー
濱野 剣 一般社団法人日本福祉協議機構
鈴木 辰吉 一般社団法人おいでん・さんそん
伊東 浄江 N P O法人トルシーダ
栗本 浩一 合同会社 P-BEANS
首藤 政俊 一般社団法人 Will
木下 貴晴 K I N Oファーム
伊藤 秀一 株式会社ジオコス
森友 勇 株式会社レ・ヴァン
鈴木 夏江 有限会社一鈴ビルマネジメント
荒川 洋一 豊大株式会社
大谷 忠幸 株式会社おおたに商事

- 2 第1項に定める実行委員は、実行委員会により選出する。
- 3 役員としてふさわしくない行為があったときは解任とする。

(職 務)

- 第7条 1 代表はこの会を代表し、その業務を統括する。
- 2 実行委員は会の円滑な運営に努める業務を行う。

(実行委員会)

- 第8条 1 実行委員会は、必要な場合に不定期に開催するものとする
2 実行委員会の議事は、出席した実行委員の過半数をもって決する。

(事業報告)

第9条 代表は、1年ごとに事業報告書を作成し、実行委員会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第10条 この会の事業年度は、1月1日から12月31日までとする。

附 則

この規約は、令和3年6月3日から施行する。

以 上